

平成30年2月21日

安平・厚真行政事務組合一般廃棄物処理基本計画

に関する意見募集

安平・厚真行政事務組合一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めるものです。

本計画は、10～15年の長期的視野に立った組合のごみ処理基本方針を定め、事業実施に当たっては、本計画に基づき推進するものです。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画の一つとして位置づけられており、本計画は安平町・厚真町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画を踏まえて策定します。

今後、町民の皆様と行政が一体となって循環型社会の形成を進めていくに当たり、この計画案に町民の皆様の意見を反映するため、意見提出手続制度「パブリックコメント手続」を実施いたしますので計画案につきまして、お気づきの点やご意見をお寄せ下さい。

【募集要領】

●意見を募集しようとする資料

安平・厚真行政事務組合一般廃棄物処理基本計画（案）

※この資料は、町ホームページに意見募集記事とともに掲載しています。
※また、資料及び提案用紙等は安平・厚真行政事務組合に用意していますので、町ホームページをご覧になれない方にはご一報ください。郵送などの方法でお届けします。

安平・厚真行政事務組合 Tel. 22-3151

●意見提出方法及び場所

①備付及び任意による書面の場合

※安平・厚真行政事務組合までお届けください。（郵送可）

②ファクシミリの場合 安平・厚真行政事務組合「22-3159」

※提案用紙を安平・厚真行政事務組合まで送信ください。

③電子メール（安平・厚真行政事務組合：abira-atsuma@town.abira.hokkaido.jp）

※提案書添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

※正確な意見内容を把握することから、電話での意見は受付しませんのでご了承ください。

●**意見募集期間**

2月23日（金）～3月15日（木）

●**提案対象者**

今回は、安平町・厚真町の区域内に住所を有する高校生以上の町民の皆様としますのでご了承ください。

●**意見集約による公表及び意見に対する応答**

- ①町ホームページにより集約した皆様の意見と、組合の考え方等を公表します。
- ②安平・厚真行政事務組合に届けられた意見において、上記と同様に公表します。
※必要に応じては提案いただいた町民の皆様個人に対して原則書面において応答並びに組合の考え方等を説明します。

※提案書等については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、組合で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前は必ず記載してください。

- 問合せ** 〒059-1502 安平町早来北進2 1 8 番地7
安平・厚真行政事務組合
TEL22-3151